

特別養護老人ホームみずべの苑 運営規程

(指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護)

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人うらがが開設する指定介護老人福祉施設みずべの苑（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、利用契約による適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。このことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム みずべの苑
- 二 所在地 東京都北区志茂3丁目6番5号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

二 医師 1人以上

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 1人

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

四 介護職員 18人以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 看護職員 3人以上

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六 (管理) 栄養士 1人以上

食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

九 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

十 調理員

給食業務を行う。

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、63人とする。

短期入所事業の利用定員は、併設型11名(4階11名)、空床利用型5名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。

- 4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、職員間で協議する。

- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申し込みが行えるよう援助する。

(施設サービスの計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者の家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。

- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続

的にいき、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）

第 11 条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介護）

第 12 条 1 週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせることはできない。

（食事の提供）

第 13 条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮し、適切な時間に行う。

また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

- 2 食事の時間はおおむね次の時間とする。
 - 一 朝食 午前 7 時 3 0 分～
 - 二 昼食 正午
 - 三 夕食 午後 6 時～

（相談及び援助）

第 14 条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 15 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

（機能訓練）

第 16 条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第 17 条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

（入所者の入院期間中の取り扱い）

第 18 条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場

合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料等の受領)

第 19 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である時は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準額(別表)とする。

2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 入所者が選定する特別食の費用

二 理美容代

三 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの

四 居住費・食費(別紙記載)

4 サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 21 条 入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第 22 条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第 23 条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 24 条 入所者は、施設の清潔、整とん、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 25 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

六 他の入所者及び職員に対し暴力行為に及ぶこと。

七 状況によっては、損害賠償を求めることができる。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも 6 カ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

3 非常災害にあたっては、事業継続計画（BCP）に基づき事業の再開および継続を行う。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第 27 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第 28 条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する区市町村への通知)

第 29 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知する。

一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

三 状況によって利用者に退去を求めるとき。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

一 採用時研修 採用後 1 カ月以内

二 継続研修 年 2 回

(衛生管理等)

第 31 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医療品・医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 32 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。

(掲示)

第 32 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 34 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてならない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 36 条 入所者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第37条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 38 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 39 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 40 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

第 41 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人うららと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 8 章 その他の運営についての重要事項

(虐待の禁止)

第 42 条 施設の職員は、以下の行為その他の利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、または生じの恐れのある暴行を加えること。
- (2) 利用者にいじめつな行為をすること、またはいじめつな行為をさせること。
- (3) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の利用者による放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。
- (4) 利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備。
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施。

(3) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための必要な措置。

(高齢者虐待防止法遵守)

第 43 条 職員は、利用者の逆来が疑われる場合には、利用者の保護とともに家族の療育態度を図ることとし、関係機関、区役所に通報するものとする。

(身体拘束等)

第 44 条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行う事が出来る。

2 施設は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

付則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。